

## 資格等の必要な業務

業務の種類	免許・技能講習資格を必要とする業務		特別教育を必要とする業務		法令
発破の業務	発破の場合におけるせん孔、装てん、結線、点火並びに不発の装薬又は残薬の点検及び処理の業務	・発破技士免許 ・火薬類取扱保安責任者免状 ・甲乙丁種上級保安技術職員試験(甲乙種発破係員試験、甲丁種坑外保安係員試験、甲乙丁種坑内保安係員試験に合格したもの)			令20条1号
揚貨装置の運転	制限荷重が5トン以上の揚貨装置の運転の業務	・揚貨装置運転士免許	制限荷重5トン未満の揚貨装置の運転の業務	揚貨装置の運転の業務に係る特別教育	令20条2号 則36条6号
ボイラの取扱い	ボイラの取扱いの業務(小型ボイラを除く)	・特級ボイラ技士免許 ・一級ボイラ技士免許 ・二級ボイラ技士免許			令20条3号 ボイラ一則23条
	・胴の内径、長さが規定以下の蒸気ボイラ ・電熱面積が規定以下の蒸気ボイラ、温水ボイラ、貫流ボイラ	1.特級ボイラ技士免許 一級ボイラ技士免許 二級ボイラ技士免許 2.ボイラ取扱技能講習			令20条3号 ボイラ一則23条2
小型ボイラの取扱い			小型ボイラ(令第1条4号の小型ボイラ)の取扱いの業務	小型ボイラの取扱いの業務に係る特別教育	則36条14号 ボイラ一則92条
ボイラ及び第一種圧力容器の溶接の業務	ボイラ及び第一種圧力容器の溶接の業務	特別ボイラ溶接士免許			令20条4号 ボイラ一則55条
	溶接部の厚さが25ミリ以下等の溶接の業務	特別ボイラ溶接士免許 普通ボイラ溶接士免許			
ボイラ及び第一種圧力容器の整備の業務	ボイラ及び第一種圧力容器の整備の業務	ボイラ整備士免許			令20条5号 ボイラ一則70条
クレーンの運転	吊上げ荷重が5トン以上のクレーン(跨線テルハを除く)の運転の業務(下記の業務以外)	クレーン運転士免許	吊上げ荷重が5トン未満のクレーンの運転の業務	クレーンの運転の業務に係る特別教育	令20条6号 則36条15号
床上操作式クレーンの運転	吊上げ荷重が5トン以上のクレーン(跨線テルハを除く)の運転の業務のうち、床上で操作し、かつ、当該運転する者が荷の移動とともに移動する方式のクレーンの運転の業務	・クレーン運転士免許 ・床上操作式クレーン運転技能講習			令20条6号 クレーン一則22条
テルハの運転			吊上げ荷重が5トン以上の跨線テルハの運転の業務	クレーンの運転の業務に係る特別教育	則36条15号
移動式クレーンの運転	吊上げ荷重が5トン以上の移動式クレーンの運転(道路上を走行させる運転を除く)の業務	移動式クレーン運転士免許			令20条7号
	吊上げ荷重が5トン未満1トン以上の移動式クレーンの運転(道路上を走行させる運転を除く)の業務	・移動式クレーン運転士免許 ・小型移動式クレーン運転技能講習	吊上げ荷重が1トン未満の移動式クレーンの運転(道路上を走行させる運転を除く)の業務	移動式クレーンの業務に係る特別教育	・令20条7号 クレーン一則68条 ・則36条16号 クレーン一則67条
デリックの運転	吊上げ荷重が5トン以上のデリックの運転の業務	デリック運転士免許	吊上げ荷重が5トン未満のデリックの運転の業務	デリックの運転の業務に係る特別教育	令20条8号 則36条17号 クレーン一則107条
潜水の業務	潜水器を用い、かつ、空気圧縮機もしくは手押しポンプによる送気又はボンベからの給気を受けて、水中において行う業務	潜水士免許			令20条9号
ガス溶接等の業務	可燃性ガス及び酸素を用いて行う金属の溶接、溶断又は加熱の業務	・ガス溶接作業主任者免許 ・ガス溶接技能講習修了者 ・その他労働大臣が定める者			令20条10号
フォークリフトの運転	最大荷重(フォークリフトの構造及び材料に応じて基準荷重中心に負荷させることができる最大の荷重)が1トン以上のフォークリフトの運転(道路上を走行させる運転を除く)の業務	・フォークリフト運転技能講習 ・職業能力開発促進法に基づくフォークリフトの訓練受講者 ・その他労働大臣が定める者	最大荷重1トン未満のフォークリフトの運転(道路上を走行させる運転を除く)の業務	フォークリフトの運転の業務に係る特別教育	令20条11号 則36条5号
車両系建設機械の運転(整地・運搬・積込み・掘削用)	機体重量が3トン以上の整地・運搬・積込み及び掘削用建設機械で動力を用い、かつ、不特定の場所に自走することができるものの運転(道路上を走行させる運転を除く)の業務	・車両系建設機械運転技能講習(整地・運搬・積込み用及び掘削用) ・建設機械施工技術検定合格者 ・職業能力開発促進法に基づく建設機械運転の訓練修了者 ・その他労働大臣が定める者	機体重量が3トン未満の整地・運搬・積込み及び掘削用建設機械で動力を用い、かつ、不特定の場所に自走できるものの運転(道路上を走行させる運転を除く)の業務	小型車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)の運転の業務に係る特別教育	・令20条12号 ・則36条9号
車両系建設機械の運転(基礎工事中)	機体重量が3トン以上の基礎工事中用建設機械で動力を用い、かつ、不特定の場所に自走することができるものの運転(道路上を走行させる運転を除く)の業務	・車両系建設機械運転技能講習(基礎工事中用) ・建設機械施工技術検定合格者 ・その他労働大臣が定める者	機体重量が3トン未満の基礎工事中用建設機械で動力を用い、かつ、不特定の場所に自走できるものの運転(道路上を走行させる運転を除く)の業務	小型車両系建設機械(基礎工事中用)の運転の業務に係る特別教育	・令20条12号 ・則36条9号
非自走式基礎工事中用建設機械の運転			基礎工事中用建設機械で動力を用い、かつ、不特定の場所に自走できるもの以外のものの運転(道路上を走行させる運転を除く)の業務	基礎工事中用建設機械の運転の業務に係る特別教育	則36条9号2

## 資格等の必要な業務

業務の種類	免許・技能講習資格を必要とする業務	特別教育を必要とする業務	法令
車両系建設機械(基礎工事用)の作業装置の操作		基礎工事用建設機械で動力を用い、かつ、不特定の場所に自走できるものの作業装置の操作(車体上の運転者席における操作を除く)の業務	車両系建設機械(基礎工事用)の作業装置の操作の業務に係る特別教育 則36条9号3
車両系建設機械(解体用)の運転	機体重量が3トン以上の解体用建設機械で動力を用い、かつ、不特定の場所に自走することができるものの運転(道路上を走行させる運転を除く)の業務	機体重量が3トン未満の解体用建設機械で動力を用い、かつ、不特定の場所に自走できるものの運転(道路上を走行させる運転を除く)の業務	小型車両系建設機械(解体用)の運転の業務に係る特別教育 ・令20条12号 ・則36条9号
ローラーの運転		締固め用建設機械で動力を用い、かつ、不特定の場所に自走できるものの運転(道路上を走行させる運転を除く)の業務	ローラーの運転に係る特別教育 則36条10号
コンクリートポンプ車の作業装置の操作		コンクリート打設用建設機械の作業装置の操作の業務	コンクリートポンプ車の作業装置の操作の業務に係る特別教育 則36条10号2
ショベルローダー等の運転	最大荷重(ショベルローダー又はフォークローダーの構造及び材料に応じて負荷させることができる最大の荷重)が1トン以上のショベルローダー又はフォークローダーの運転(道路上を走行させる運転を除く)の業務	最大荷重が1トン未満のショベルローダー又はフォークローダーの運転(道路上を走行させる運転を除く)の業務	ショベルローダー等の運転の業務に係る特別教育 ・令20条13号 ・則36条5号2
不整地運搬車の運転	最大荷重が1トン以上の不整地運搬車の運転(道路上を走行させる運転を除く)の業務	最大積載量が1トン未満の不整地運搬車の運転(道路上を走行させる運転を除く)の業務	不整地運搬車の運転の業務に係る特別教育 ・令20条14号 ・則36条5号3
高所作業車の運転	作業床の高さが10メートル以上の高所作業車の運転(道路上を走行させる運転を除く)の業務	作業床の高さが10メートル未満の高所作業車の運転(道路上を走行させる運転を除く)の業務	高所作業車の運転の業務に係る特別教育 ・令20条15号 ・則36条10号4
玉掛けの業務	制限荷重が1トン以上の揚貨装置又は吊上げ荷重が1トン以上のクレーン、移動式クレーンもしくはデリックの玉掛けの業務	吊上げ荷重が1トン未満のクレーン、移動式クレーン又はデリックの玉掛けの業務	玉掛けの業務に係る特別教育 ・令20条16号 ・則36条19号 クレーン則222条
研削といしの取替え等の業務		研削といしの取替え又は取替え時の試運転の業務	研削といしの取替え等の業務に係る特別教育 則36条1号
動力プレスの金型取付け等の業務		動力により駆動されるプレス機械の金型、シヤーの刃部又はプレス機械もしくはシヤーの安全装置もしくは安全囲いの取付け、取外し又は調整の業務	動力プレス機械の金型等の取付け、取外し又は調整の業務に係る特別教育 則36条2号
アーク溶接の業務		アーク溶接機を用いて行う金属の溶接、溶断等の業務	アーク溶接等の業務に係る特別教育 則36条3号
電気取扱い業務		高圧もしくは特別高圧の充電回路もしくは当該充電回路の支持物の敷設、点検、修理もしくは操作の業務、低圧の充電回路の敷設もしくは修理の業務又は配電盤室、変電室等区画された場所に設置する低圧の回路のうち充電部分が露出している開閉器の操作の業務	電気取扱い業務に係る特別教育 則36条4号
機械集材装置の運転		機械集材装置(集材機、架線、搬器、支柱及びこれらに附属する物により構成され、動力を用いて、原木又は薪炭材を巻き上げ、かつ、空中において運搬する設備)の運転の業務	機械集材装置の運転の業務に係る特別教育 則36条7号
伐木等の業務		胸高直径が70センチメートル以上の立木の伐木、胸高直径が20センチメートル以上で、かつ、重心が著しく偏している立木の伐木、つりきりその他特殊な方法による伐木又はかかり木でかかっている木の胸高直径が20センチメートル以上であるものの処理の業務	伐木等の業務に係る特別教育 則36条8号
チェーンソー取扱いの業務		チェーンソーを用いて行う立木の伐木、かかり木の処理又は造材の業務(伐木等の業務を除く)	チェーンソー取扱いの業務に係る特別教育 則36条8号2
ボーリングマシンの運転の業務		ボーリングマシンの運転の業務	ボーリングマシンの運転の業務に係る特別教育 則36条10号3
巻上げ機の運転		動力により駆動される巻上げ機(電気ホイスト、エヤーホイスト及びこれら以外の巻上げ機でゴンドラに係るものを除く)の運転の業務	巻上げ機の運転の業務に係る特別教育 則36条11号

## 資格等の必要な業務

業務の種類	免許・技能講習資格を必要とする業務	特別教育を必要とする業務	法令
軌道装置の動力車の運転		動力車及び動力により駆動される巻上げ装置で、軌条により人又は荷を運搬する用に供されるもの(鉄道営業法、鉄道事業法又は軌道法の適用を受けるものを除く)の運転の業務	軌道装置の動力車の運転の業務に係る特別教育 則36条13号
建設用リフトの運転		建設用リフトの運転の業務	建設用リフトの運転の業務に係る特別教育 則36条18号 クレーン則183号
ゴンドラの操作		ゴンドラの操作の業務	ゴンドラ取扱い業務特別教育 則36条20号 ゴンドラ則12条
高圧室内作業に係る送気バルブ等の操作		高圧室内作業に係る作業室への送気の調節を行うためのバルブ又はコックを操作する業務	高気圧業務特別教育 則36条21号 高圧則11条
気閘室への送気バルブ等の操作		気閘室への送気又は気閘室からの排気の調節を行うためのバルブ又はコックを操作する業務	高気圧業務特別教育 則36条22号 高圧則11条
潜水作業への送気バルブ等の操作		潜水作業への送気の調節を行うためのバルブ又はコックを操作する業務	高気圧業務特別教育 則36条23号 高圧則11条
再圧室の操作		再圧室を操作する業務	高気圧業務特別教育 則36条24号 高圧則11条
高圧室内作業に係る業務		高圧室内作業に係る業務	高気圧業務特別教育 則36条24号2 高圧則11条
四アルキル鉛等の業務		四アルキル鉛等について、製造、又はガソリンに混入する業務あるいはこれらに用いる機械等の修理等の業務、汚染されたあるいはおそれのあるタンク等の内部の業務、含有する残さい物、入っているドラム缶等を取扱う業務、研究の業務、汚染除去の業務	四アルキル鉛等業務特別教育 則36条25号 四鉛則21条
酸素欠乏危険場所における作業		酸素欠乏危険場所(令別表6)における作業に係る業務	酸素欠乏危険作業特別教育 則36条26号 酸欠則21条
特殊化学設備の取扱い、整備及び修理の業務		特殊化学設備の取扱い、整備及び修理の業務(令20条5号に規定する第1種圧力容器の整備の業務を除く)	特殊化学設備の取扱い、整備及び修理の業務に係る特別教育 則36条27号
透過写真の撮影		エックス線装置又はガンマ線照射装置を用いて行う透過写真の撮影の業務	透過写真撮影業務に係る特別教育 則36条28号 電離則52条5
加工施設等において核燃料物質等を取扱う業務		加工施設、再処理施設又は使用施設等の管理区域内において、核燃料物もしくは使用済燃料又はこれらによって汚染された物を取扱う業務	加工施設等において核燃料物質等を取扱う業務に係る特別教育 則36条28号2 電離則52条6
原子炉施設において核燃料物質等を取扱う業務		原子炉施設の管理区域内において、核燃料物質もしくは使用済燃料又はこれらによって汚染された物を取扱う業務	原子炉施設において核燃料物質等を取扱う業務に係る特別教育 則36条28号3 電離則52条7
特定粉じん作業に係る業務		粉じん作業(設備による注水又は注油をしながら行う粉じん則3条各号に掲げる作業に該当するものを除く)に係る業務	粉じん作業特別教育 則36条29号 粉じん則22条
ずい道等の掘削、覆工等の業務		ずい道等の掘削の作業又はこれに伴うずり、資材等の運搬、覆工のコンクリートの打設等の作業(当該ずい道等の内部において行われるものに限る)に係る業務	ずい道等の掘削、覆工等の業務に係る特別教育 則36条30号
産業用ロボットの教示等の業務		産業用ロボットの可動範囲内において当該産業用ロボットについて行うマニプレータの動作の順序、位置もしくは速度の設定、変更もしくは確認又は産業用ロボットの可動範囲内において当該産業用ロボットについて教示等を行う労働者と共同して当該産業用ロボットの可動範囲外において行う当該教示等に係る機器の操作の業務	産業用ロボットの教示等の業務に係る特別教育 則36条31号

## 資格等の必要な業務

業務の種類	免許・技能講習資格を必要とする業務	特別教育を必要とする業務	法令
産業用ロボットの検査等の業務		産業用ロボットの可動範囲内において行う当該産業用ロボットの検査、修理もしくは調整(教示等に該当するものは除く)もしくはこれらの結果の確認又は産業用ロボットの可動範囲内において当該産業用ロボットの検査等を行う労働者と共同して当該産業用ロボットの可動範囲外において行う当該検査等に係る機器の操作の業務	産業用ロボットの検査等の業務に係る特別教育 則36条32号
タイヤ空気充填作業		自動車(2輪自動車を除く)用タイヤの組立てに係る業務のうち、空気圧縮機を用いて当該タイヤに空気を充填する作業	タイヤ空気充填作業特別教育 則36条33号